

法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定について

2025 年 3 月 4 日

株式会社高志インテック
システム事業本部

1. 事業所ごとの労使協定締結状況

- 労使協定を締結している
- 協定の対象となる派遣労働者の範囲
 - ・ システムコンサルタント設計者
 - ・ ソフトウェア作成者
 - ・ 事務用機器操作員

- 協定の有効期限の終期 2026 年 3 月 31 日

以上